

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	カナダの外国干渉及び情報保全法—外国による干渉への対策をめぐる展開を中心に—
他言語論題 Title in other language	Foreign Interference and Security of Information Act of Canada
著者 / 所属 Author(s)	島村 智子 (SHIMAMURA Tomoko) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 外交防衛課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	906
刊行日 Issue Date	2026-6-20
ページ Pages	27-47
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	カナダの外国干渉及び情報保全法の歴史的経緯を概観した後、外国による干渉に関する新たな犯罪を創設した2024年の改正の背景・経緯、改正後の同法の主な内容、法改正の評価を紹介する。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

カナダの外国干渉及び情報保全法

—外国による干渉への対策をめぐる展開を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
外交防衛課 島村 智子

目 次

はじめに

I 歴史的経緯

- 1 公務秘密法
- 2 情報保全法

II 2024年の法改正の背景及び概要

- 1 法改正の背景
- 2 政府の対応措置
- 3 事実調査の概要
- 4 法改正の概要

III 外国干渉及び情報保全法の概要

- 1 構成
- 2 主な内容

IV 法改正の評価

- 1 カナダ法曹協会
- 2 研究者等による論考

おわりに

キーワード：カウンターインテリジェンス、情報保全、外国による干渉、外国干渉対抗法、
国境を越えた抑圧

要 旨

- ① カナダの「外国干渉及び情報保全法（Foreign Interference and Security of Information Act）」は、1939年に制定された「公務秘密法（Official Secrets Act）」が段階的に改正されて現在の内容に至った経緯がある。2001年に「情報保全法（Security of Information Act）」へと変更された後、2024年6月の「外国干渉対抗法（Countering Foreign Interference Act）」により、20年以上ぶりの実質的な改正が行われた。
- ② 外国干渉対抗法制定の契機となったのは、カナダ国内において、2019年及び2021年の連邦議会下院選挙への外国による介入疑惑や、国境を越えた抑圧と呼ばれるカナダ国内の中国系・インド系コミュニティに対する脅迫行為等が大きく報じられ問題化したことであった。2023年3月、ジャスティン・トルドー首相（当時）は、外国による干渉への対応措置として、当該選挙に関する複数の調査や、関連法の制定・改正に向けた公開協議等を実施することを発表した。
- ③ 外国干渉及び情報保全法は、①法律の制定当初から定められていた、情報の漏えいや禁止場所への不正な立入りの処罰等に関する規定、②2001年の改正によって追加・修正された、外国の組織又はテロリスト集団に対する保護情報・特別活動情報の伝達行為、外国の組織又はテロリスト集団の影響を受けた脅迫・暴力、経済スパイなどの処罰等に関する規定、③2024年の改正によって導入された、外国による干渉に関する犯罪の処罰に関する規定を含む、包括的な法律となっている。
- ④ 外国干渉及び情報保全法の歴史的経緯や、直近の法改正の展開・評価からは、規制の対象範囲、法律の合憲性、刑法典の関連規定との関係、法執行機関の対処能力などをめぐってカナダ国内で様々な議論があったことがうかがえる。また、設置根拠や構成員が異なる複数の機関が、それぞれの権限において関係する政府機関の活動を審査し、法制度面の課題についても検討する仕組みが活用されていることも確認できる。

はじめに

日本におけるインテリジェンスの在り方や、外国勢力によるスパイ活動⁽¹⁾への対処のための法制度の在り方に関する議論が与野党で盛んに行われている⁽²⁾。2026年3月13日、政府は、国家情報会議設置法案（第221回国会閣法第24号）を国会に提出した⁽³⁾。法案では、国家情報会議について、安全保障やテロ防止などに資する情報の収集調査を行う「重要情報活動」⁽⁴⁾と、外国勢力によるスパイ活動等への対処を含む「外国情報活動への対処」⁽⁵⁾に関して調査し、審議する機関として内閣に設置することとされている⁽⁶⁾。

後者の外国情報活動への対処に関する取組は、カウンターインテリジェンスの概念に含まれる。インテリジェンスの概念について普遍的に認められた明確な定義はないが、国内外の学界では様々な定義が示されている。例えば、情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授の小林良樹氏は著書において、インテリジェンスを「政策決定者が国家安全保障上の問題に関して判断を行うために政策決定者に提供される、情報から分析・加工された知識のプロダクト、あるいはそうしたプロダクトを生産するプロセス」と定義している⁽⁷⁾。これに関連して、国外からのインテリジェンス活動による自国に対する脅威を把握し、対抗措置をとることをカウンターインテリジェンスと呼ぶ。カウンターインテリジェンスで対処すべき「国外からのインテリジェンス活動」には、外国のインテリジェンス組織等による情報収集活動だけでなく、プロパガンダ活動（外国政府の信用・評判に打撃を与えるための偽情報の流布等）や、政治活動（外国の国内政治に影響を与えるための特定政党に対する秘密裏の財政的支援等）など

* 本稿の内容は、2026年4月8日現在の情報に基づく。インターネット情報の最終アクセス日も、同日である。なお、本稿脱稿後、国家情報会議設置法は2026年5月27日に成立した。

- (1) スパイ又はスパイ活動の定義については、政府の答弁書において「「スパイ活動」とは、一般に、相手や敵の様子をひそかに探る活動を意味するものと承知している」と述べた例がある（「衆議院議員丸山穂高君提出スパイ活動に対抗し得る体制の確立に関する質問に対する答弁書」（令和2年3月3日内閣衆質201第66号））。また、事典類では、例えば、「敵対勢力などの情報を得るために情報収集活動をする者の総称」（川上高司監修、樋口敬祐ほか執筆『インテリジェンス用語事典』並木書房、2022、p.238.）、「狹義には特定の国家の利益のために、その国と対立関係にある他国の情報をひそかに、あるいは虚偽や非合法の手段で収集、通報すること」（川田侃・大島英樹編『国際政治経済辞典 改訂版』東京書籍、2003、p.520.）などと説明されている。
- (2) 「「スパイ防止法」、論議再び（政界 Zoom）」『日本経済新聞』2025.8.22、夕刊；「「スパイ」議論活発化狙う」『読売新聞』2025.11.27；「衆院選2026 各党公約比較」『読売新聞』2026.1.27.
- (3) 「国家情報会議設置法」内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/houan/260313/houritsuanriyuu.pdf>>
- (4) 法案における「重要情報活動」の定義は、次のとおりである。「安全保障の確保、テロリズムの発生の防止、緊急の事態への対処その他の我が国の重要な国政の運営（以下この条において「重要国政運営」という。）に資する情報の収集調査に係る活動をいう。」
- (5) 法案における「外国情報活動への対処」の定義は、次のとおりである。「公になっていない情報のうちその漏えいが重要国政運営に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動（これと一体として行われる不正な活動を含む。）であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）の利益を図る目的で行われるものへの対処をいう。」
- (6) 法案では、内閣情報調査室を改編して格上げし、国家情報会議の事務局となる国家情報局を設置することも定めている。「【概要】国家情報会議設置法案」内閣官房ウェブサイト <<https://www.cas.go.jp/jp/houan/260313/gaiyou.pdf>>
- (7) 小林良樹『インテリジェンスの基礎理論』講談社、2025、p.31. なお、インテリジェンスの語は複数の異なる意味で使用される場合があり、①所要の情勢分析・評価等をまとめた報告書や口頭説明等の形式で示される「プロダクト（成果物）としてのインテリジェンス」、②①を生産する政府の関係組織の一連の活動過程を意味する「プロセスとしてのインテリジェンス」、③②のインテリジェンス・プロセスを構成するそれぞれのインテリジェンス組織を指す「組織としてのインテリジェンス」といった観点がある。同、pp.31-34；マーク・M・ローエンター（小林良樹訳）『インテリジェンス—機密から政策へ— 上』慶應義塾大学出版会、2025、p.14.（原書名：Mark M. Lowenthal, *Intelligence: From Secrets to Policy*, Ninth edition, Thousand Oaks: Sage / CQ Press, 2023.）

の秘密工作活動も含むとの説明がなされる⁽⁸⁾。

本稿では、カウンターインテリジェンスのための諸制度に関する議論に資するため、カナダの「外国干渉及び情報保全法」⁽⁹⁾を紹介する。同法は、外国の組織等への政府情報の不正な伝達を始めとする禁止事項と禁止に違反した場合の処罰について規定している。この法律は、1939年に制定された「公務秘密法」⁽¹⁰⁾が段階的に改正されて現在の内容に至った経緯があり、2024年には、外国による選挙介入疑惑や、カナダ国内の中国系・インド系コミュニティに対する脅迫行為等が報じられて問題となったことを契機として20年以上ぶりの実質的な改正が行われた。

以下では、まず、I章で法律の変遷、法律の内容に関する議論、過去の主な起訴事案を概観する。次に、II章で2024年の法改正に至った背景と、改正の経緯・要点を確認する。その上で、III章・IV章で改正後の法律の主な内容と主な評価について紹介する。

I 歴史的経緯

1 公務秘密法

(1) 法律の概要及び適用状況

1939年の公務秘密法は、スパイ行為及び情報の不正な伝達（漏えい）を犯罪と定めた二つの条項を中心的な内容とする法律であった⁽¹¹⁾。スパイ行為については、国家の安全又は利益を害する目的で、①国防関連施設を含む「禁止場所（prohibited place）」への接近・立入りを行った者、②外国勢力（foreign power）に有用な情報を作成した者、③外国勢力に有用な情報を他者のために入手・伝達した者は、同法に基づく犯罪で有罪とすることを規定した（第3条）。また、情報の不正な伝達については、伝達することを認められている者以外の相手に情報を伝達した場合、外国勢力の利益のために、又は国家の安全若しくは利益を害するその他の方法で自己の保有する情報を用いた場合、権限なく又は自己の義務に違反して情報を保有した場合な

(8) 小林 同上, pp.232-233. カウンターインテリジェンスについても様々な定義があり、米国のインテリジェンス研究者のマーク・M・ローエンタル（Mark M. Lowenthal）氏は、「敵対国あるいは敵対国のインテリジェンス組織による侵入及び攪乱（かくらん）活動から自国のインテリジェンス活動を守るために行われる取組」と説明する（ローエンタル（小林 訳）同上, p.329.）。また、米国のインテリジェンス組織について定めた行政命令第12333号では、外国勢力や国際テロ組織等のため若しくはそれらに代わって行われるスパイ活動、その他のインテリジェンス活動、破壊行為又は暗殺に対し、これらを「特定し、欺き、利用し、妨害し、又はこれらから保護するために収集される情報及び行われる活動」と定義されている（Executive Order No.12333: United States Intelligence Activities, 46 FR 59941(1981).）。日本のカウンターインテリジェンス機能の向上に係る論点を整理した最近の主な文献として、次を参照。小林良樹「日本のカウンターインテリジェンス—いわゆる「スパイ防止法」をめぐる議論における論点の整理—」『ガバナンス研究』22号, 2026, pp.33-66.

(9) Foreign Interference and Security of Information Act, R.S.C., 1985, c.O-5. 同法には、外国による干渉（foreign interference）それ自体の定義はみられない。カナダ公安省は、外国による干渉を「外国政府又はその代理人による、カナダ、カナダ国民又はカナダの国益を対象とした、カナダの国家安全保障に反するあらゆる秘密裏の、欺瞞的な又は強制的な活動」と定義している。また、ロビー活動、公開の広報活動、政治対話、貿易交渉、外交などの合法的な方法による「影響（influence）」との違いは、不透明又は秘密裏の手段で影響力を行使しようとする点であるとしている。“Understanding Foreign Interference.” Public Safety Canada website <<https://www.publicsafety.gc.ca/cnt/ntnl-scrtr/frgn-ntfrnc/ndrstndng-frgn-ntfrnc-en.aspx>>

(10) Official Secrets Act, S.C. 1939, c.49. カナダでは、1889年に英国で制定された公務秘密法を1892年にカナダ刑法典に組み込み、その後、1889年法を改正した英国の1911年及び1920年の法律を結合させる形で1939年に新たに自国の公務秘密法を制定した。同法の歴史及び日本語訳を掲載した文献として、次を参照。清水隆雄「カナダ政府秘密法」『外国の立法』No.149, 1987.5, pp.109-119.

(11) Craig Forcese, “Clouding Accountability: Canada’s Government Secrecy and National Security Law “Complex,”” *Ottawa Law Review*, Volume 36 Issue 01, 2004.1.1, p.68. <<https://rdo-olr.org/clouding-accountability-canadas-government-secrecy-and-national-security-law-complex/>>

どに、同法に基づく犯罪で有罪とするとした（第4条）。

公務秘密法に基づく訴追の事例は、2001年の同法改正までの間に22件あり、改正前の約40年間に限れば僅か6件であった⁽¹²⁾。同法の適用が少なかった理由については、(2)で述べるように、規定内容に関し多くの批判があったこと、また、「権利及び自由に関するカナダ憲章」⁽¹³⁾違反と判断される可能性があったためと考えられている⁽¹⁴⁾。

(2) 論点

公務秘密法は、規制の対象となる情報が広範であること、文言の曖昧さ、刑法典⁽¹⁵⁾の規定の一部との重複がみられることなどがしばしば批判された⁽¹⁶⁾。1968年に枢密院に提出された安全保障に関する王立委員会⁽¹⁷⁾の報告書は、公務秘密法について「非常に広範かつ曖昧な言葉で表現された、扱いづらい法律」と述べた。また、同法は犯罪の抑止効果を持つ可能性があり、総合的に判断すれば望ましいものであるとその存在については肯定的に評価しつつ、緊急性はないかもしれないが、今後大幅な法改正を検討すべきであると述べた⁽¹⁸⁾。

また、1986年にカナダ法改革委員会は、公務秘密法とカナダ刑法典第2部（公共の秩序に反する罪）に関する研究結果と勧告事項をまとめた「国家に対する犯罪」と題する報告書を公表した⁽¹⁹⁾。この報告書では、刑法典における反逆罪と公務秘密法の規定との間に重複及び要件の不一致があること、公務秘密法の規定が冗長かつ不明確であること、公務秘密法第3条のうち被告人側に無罪の立証責任が課されていると解釈し得る箇所が、刑事裁判における無罪推定の原則について定めた「権利及び自由に関するカナダ憲章」の第11条d項⁽²⁰⁾に違反している可能性があることなどが指摘された⁽²¹⁾。

(12) Canadian Security Intelligence Service, "Security of Information Act," April 2004. Retrieved from Internet Archive website <https://web.archive.org/web/20041029191423/csis-scrs.gc.ca/eng/backgrnd/back12_e.html>; Stanley A. Cohen, "Official Secrets Act," *Canadian Encyclopedia*, English ed., Toronto: Historica Canada. <<https://thecanadianencyclopedia.ca/en/article/official-secrets-act>>; 清水 前掲注(10), pp.111-112.

(13) カナダの成文の憲法法規には、① 1982年憲法法 (Constitution Act) を含む 1982年カナダ法 (Canada Act 1982, U.K., 1982, c.11.)、② 1982年憲法法の別表が掲げる法律及び命令 (1867年憲法法を含む)、③①又は②を改正する法令が含まれる (1982年憲法法第52条第2項)。1982年憲法法は、第1章で「権利及び自由に関するカナダ憲章」を規定している。カナダ憲法については、次を参照。齋藤憲司『各国憲法集 (4) カナダ憲法』(調査資料2011-1-d 基本情報シリーズ10) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2012. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/3487777>>

(14) Forcese, *op.cit.*(11), pp.68-69; Stéphane Lefebvre, "Canada's Legal Framework for Intelligence," *International Journal of Intelligence and CounterIntelligence*, Vol.23 Issue 2, 2010, p.270.

(15) Criminal Code, R.S.C., 1985, c.C-46.

(16) Stanley A. Cohen, "Freedom of Information and the Official Secrets Act," *McGill Law Journal*, Volume 25:1, 1979, pp.99-110.

(17) 安全保障に関する王立委員会 (Royal Commission on Security. 通称「マッケンジー委員会」) は、国家安全保障と個人の権利・責任を考慮した安全保障制度の運用について調査を行うことを目的として1966年11月に設置され、1968年10月に報告書を枢密院に提出した。

(18) Maxwell Weir Mackenzie et al., *Report of the Royal Commission on Security (Abridged)*, Ottawa: Privy Council Office, 1969, pp.75-78. Government of Canada website <<https://publications.gc.ca/pub?id=9.699899&sl=0>> 特に、同法第3条第1項で用いられている語句に不統一があり、保護される情報の定義が明確でない点が指摘された。

(19) Law Reform Commission of Canada, *Crimes against the State (Working Paper 49)*, 1986. Government of Canada website <https://publications.gc.ca/collections/collection_2022/jus/j32-1/J32-1-49-1986-eng.pdf> カナダ法改革委員会は、カナダの法律を継続的かつ体系的に再検討し、改善のための勧告を行うことを目的として1971年に設置された。なお、その後継機関である現在のカナダ法委員会 (Law Commission of Canada) は、1997年に設置された。"Law Commission of Canada: History." Government of Canada website <<https://www.canada.ca/en/law-commission-canada/about/history.html>>

(20) 権利及び自由に関するカナダ憲章第11条 (刑事及び刑罰の事項の手続) は、次のとおり規定している。犯罪を理由に起訴されたいかなる者も、次に掲げる権利を有する。(a)～(c) [略] (d) 独立かつ公平な裁判所による公正かつ公開の審理において、法に従い有罪とされるまでは、無罪と推定される権利 (e) [以下、略]

(21) Law Reform Commission of Canada, *op.cit.*(19), pp.26-30, 38-40.

2 情報保全法

2001年に米国で発生した9・11同時多発テロ事件の後、カナダでは、テロ対策の一環として2001年12月に「反テロリズム法」⁽²²⁾が制定された。同法は、刑法典を始め複数の法律を改正するもので、テロ行為の定義、テロに関する犯罪、テロリスト集団の指定手続等について定めたものである。全7部から成る反テロリズム法のうち、第2部が公務秘密法の改正に関する内容であり、これにより公務秘密法の題名は「情報保全法 (Security of Information Act)」へと変更され、その内容が大幅に改正された。

(1) 主な改正点

改正後の情報保全法では、規制の対象となる行為主体、保護される情報、同法が規定する犯罪の構成要件である「国家の安全又は利益を害する目的」などが新たに定義された⁽²³⁾。これらの規定は、2024年の法改正後も維持されているものが多いため、Ⅲ章でまとめて紹介する。

また、改正前の公務秘密法においてスパイ行為について定めていた従来の第3条のうち、禁止場所への不正な接近・立入り(①)以外の内容は削除され、新たに外国の組織又はテロリスト集団に対する保護情報又は特別活動情報 (special operational information) の伝達行為、外国の組織又はテロリスト集団の影響を受けた脅迫・暴力、経済スパイ (外国の経済主体の指示に基づく営業秘密の伝達等)、同法が規定する犯罪の準備行為などに関する規定が追加された。

なお、改正前の公務秘密法において情報の不正な伝達等について定めていた第4条の内容は、情報保全法でも維持された。その上で、特に機密性の高い情報を意味する「特別活動情報」という概念が新たに設けられた。あわせて、情報の不正な伝達に対してより重い責任を有する者を指す「生涯にわたり守秘義務を負う者 (persons permanently bound to secrecy)」という概念が導入された。これに該当するのは、同法の別表が規定する連邦行政機関 (カナダ安全保障情報局 (Canadian Security Intelligence Service)、連邦警察⁽²⁴⁾等) の特定部局の職員・元職員と、同法に基づく規則に従って指定される個人である。これらの新規定は、生涯にわたり守秘義務を負う特定の政府職員に対し、特別活動情報の漏えいを永久に禁じることを目的としたものである⁽²⁵⁾。

(2) 合憲性をめぐるオンタリオ州上級裁判所の判決

情報保全法の規定については、過去に州裁判所において「権利及び自由に関するカナダ憲章」(この項では、以下「憲章」という。)に違反すると判断されたことがある。2003年11月、『オタワ・シチズン』紙の記者であったジュリエット・オニール (Juliet O'Neill) 氏が執筆した、治安当局者が漏えいした情報を含む記事が同紙に掲載された⁽²⁶⁾。この記事を受けて2004年1

⁽²²⁾ Anti-terrorism Act, S.C. 2001, c.41. 反テロリズム法に関する文献として、次を参照。富井幸雄『憲法と緊急事態法制—カナダの緊急権—』日本評論社, 2006, pp.173-232; 同「カナダの対テロ対策—反テロ法を中心として—」『防衛法研究』34号, 2010, pp.77-106.

⁽²³⁾ Canadian Security Intelligence Service, *op.cit.*(12)

⁽²⁴⁾ 連邦警察は、正式にはカナダ連邦騎馬警察 (Royal Canadian Mounted Police: RCMP) といい、連邦レベル及びオンタリオ州とケベック州を除く州レベルを統括する警察組織である。木野淳子「カナダ連邦騎馬警察—国家の象徴「騎馬警官 (マウンティ)」」飯野正子・竹中豊総監修, 日本カナダ学会編『現代カナダを知るための60章 第2版』明石書店, 2021, pp.180-184.

⁽²⁵⁾ Forcese, *op.cit.*(11), pp.69-70; Lefebvre, *op.cit.*(14), p.270.

⁽²⁶⁾ Juliet O'Neill, "Canada's dossier on Maher Arar," *Ottawa Citizen*, 2003.11.8. 記事の内容は、シリア生まれのカナダ人

月、連邦警察は、情報の不正な伝達、受領及び保有の禁止について規定した同法第4条第1項a号、第3項及び第4項b号に違反した疑いで、搜索令状に基づきオニール氏の自宅と職場の搜索を行った。その後、オニール氏とオタワ・シチズン社は、これらの条項は憲章に違反しており、搜索令状の発付及び執行は手続の濫用に当たり、搜索令状は無効であるとして、搜索及び物品押収の正当性に異議を申し立て、押収された物品の還付を要求する訴訟を提起した。この件に関する2006年10月のオンタリオ州上級裁判所の判決⁽²⁷⁾は、当該条項は、過度に広範であり、また、用語の曖昧性のため刑事罰の対象となる基準が明確でなく、基本的正義の原則に反して個人の生命、自由又は安全を危険にさらすとして、憲章第7条（個人の生命、自由及び安全）⁽²⁸⁾に違反すると述べた。また、当該条項は、報道の自由を含む表現の自由を規定した憲章第2条b項⁽²⁹⁾に違反すると述べた。これらの違反は、権利及び自由の合理的な制限について定めた憲章第1条⁽³⁰⁾では正当化されないとした上で、連邦警察に対し、搜索で押収した物品の還付を命じた⁽³¹⁾。

(3) 情報保全法に基づく起訴事案

情報保全法違反の罪で起訴された事案は、カナダ公安省と連邦検察庁が公表した情報や各種報道記事において確認できた範囲では7件あり、これまでに有罪が確定したのは1件のみである（表1）。同法に基づき起訴された最初の事例は、ロシア人に対する軍事秘密情報の漏えいのため2012年1月に逮捕された海軍の情報官である。この人物は、情報保全法第16条第1項（外国の組織等に対する保護情報の伝達）違反と刑法典が規定する公務員による背信行為の罪で20年間の拘禁刑を受け、当該情報提供の対価として受領した金額と同じ約11万ドル⁽³²⁾の罰金刑が併科された⁽³³⁾。それ以降では、連邦警察の職員又は元職員が関わった事件が複数あ

であるマヘル・アラル（Maher Arar）氏に関するものであった。アラル氏は、連邦警察が米国に提供した誤った情報に基づき2002年9月にテロ容疑者として米国で拘束され、シリアに移送されて拷問を受けた後、2003年10月に釈放されてカナダに帰国した。Colin Perkel, “Maher Arar Case,” *Canadian Encyclopedia*, English ed., Toronto: Historica Canada. <<https://thecanadianencyclopedia.ca/en/article/maher-arar-case>>

⁽²⁷⁾ O’Neill v. Canada (Attorney General), 2006.10.19, CanLII 35004 (ON SC). Canadian Legal Information Institute website <<https://canlii.ca/t/1psx1>> この事件の論点を整理した文献として、次を参照。手塚崇聡「カナダにおける機密情報伝達行為に対する規制と憲章上の自由」大沢秀介編『フラット化社会における自由と安全』尚学社、2014、pp.158-173.

⁽²⁸⁾ 第7条は、次のとおり規定している。第7条（個人の生命、自由及び安全）全ての者は、生命、自由及び身体の安全の権利並びに基本的な正義の諸原則によらなければその権利を奪われない権利を有する。

⁽²⁹⁾ 第2条b項は、次のとおり規定している。第2条（基本的自由）全ての者は、次に掲げる基本的自由を有する。
(a) [略] (b) 出版その他のコミュニケーション・メディアの自由を含む思想、信条、意見及び表現の自由

⁽³⁰⁾ 第1条は、次のとおり規定している。第1条（カナダにおける権利及び自由）権利及び自由に関するカナダ憲章は、法によって定められた、自由かつ民主的な社会において正当化されるものと証明され得る合理的制限にのみ服することを条件に、この憲章が規定する権利及び自由を保障する。

⁽³¹⁾ この判決では、情報保全法の当該条項は効力を持たないと述べられた。2006年11月3日、司法長官は判決に対する上訴を提起しないことを発表し、議会による反テロリズム法の見直しにおいて作成される報告書を踏まえ、同法第4条に関する立法上の選択肢を検討すると述べた。Subcommittee on the Review of the Anti-terrorism Act, “Rights, Limits, Security: A Comprehensive Review of the Anti-terrorism Act and Related Issues: Final Report of the Standing Committee on Public Safety and National Security,” House of Commons Canada, 2007.3, pp.62-63. <<https://www.ourcommons.ca/Content/Committee/391/SECU/Reports/RP2798914/sterrp07/sterrp07-e.pdf>> しかし、当該条項について、外国干渉及び情報保全法においても修正等の措置はとられていない。

⁽³²⁾ 1カナダ・ドルは、約114円（令和8年4月報告省令レート）

⁽³³⁾ Public Prosecution Service of Canada, “Sentence in R. v. Delisle,” 2013.2.8. <https://www.ppsc-sppc.gc.ca/eng/nws-nvs/2013/08_02_13.html>; Jane Taber, “Canadian Spy Jeffrey Delisle Gets 20 Years for Selling Secrets to Russia,” *Globe and Mail*, 2013.2.8; Sherri Borden Colley, “Convicted Spy Jeffrey Delisle Released on Full Parole,” 2019.3.8. CBC News website <<https://www.cbc.ca/news/canada/nova-scotia/convicted-spy-russians-canadian-armed-forces-parole-1.5049166>>

るほか、2022年には、経済スパイに関する同法第19条に基づく起訴が初めて行われた。

表1 情報保全法に基づく起訴事案

逮捕時期	対象者	事件の概要
2012年	カナダ海軍の情報官	2007～2012年の間に軍事情報をロシア人に提供し、情報保全法第16条第1項（保護情報の伝達）違反等の罪で20年間の拘禁刑及び罰金刑を受けた。2019年に全面仮釈放（full parole）された。
2013年	ロイド船級協会従業員の造船技士	カナダ軍の造船計画に関する秘密情報を中国政府に提供しようとした疑いで逮捕された。情報保全法第16条第1項（保護情報の伝達）違反等の罪で起訴されたが、裁判所は2021年に訴訟手続の停止を決定した。
2019年	連邦警察国家情報調整センター長	国際捜査の対象であった個人4名に対し情報を提供し、情報保全法第14条第1項（特別活動情報の無権限の伝達）違反等の罪で有罪判決が下された。2024年2月に14年間の拘禁刑が宣告された後、検察側・被告人側ともに控訴し、審理が継続中。
2022年	イドロ・ケベック（ケベック州の電力事業者）の従業員	営業秘密を中国の利益のために入手したとして、情報保全法第19条（経済スパイ）違反の疑いで逮捕・起訴され、裁判は継続中。
2023年	連邦警察の元職員	連邦警察退職後の香港在住時、中国政府がカナダ国内にいる個人を特定し、威嚇するのを支援する目的で情報を入手したとして、情報保全法第22条第1項（準備行為）違反等の疑いでバンクーバー滞在中に逮捕・起訴された。
2024年	連邦警察の職員	ルワンダ政府に対し、警察内部のデータベース上の情報を権限なく開示したとして、情報保全法第18条第1項（保護情報に関する背信行為）違反等の疑いで逮捕・起訴された。
2024年	オンタリオ・パワー・ジェネレーション社の原子力発電所の元従業員	原子力発電所の機密情報を公表し、外国の組織又はテロ組織への情報提供の用意があることを呼びかけた動画をインターネット上に投稿した。重要インフラを危険にさらす意図をもって保護情報を伝達したとして、情報保全法第16条第1項（保護情報の伝達）違反の疑いで逮捕・起訴されたものの、刑事責任能力がないと判断された。

（出典）Jane Taber, “Canadian spy Jeffrey Delisle gets 20 years for selling secrets to Russia,” *Globe and Mail*, 2013.2.8; Colin Freeze, “Judge stays prosecution of Qing Quentin Huang, accused by CSIS, RCMP of trying to leak state secrets to China,” *Globe and Mail*, 2021.12.15; Public Prosecution Service of Canada, *Annual Report 2023-2024*, 2024, p.41. <https://www.ppsc-sppc.gc.ca/eng/pub/ar-ra/2023_2024/ar24-ra24.pdf>; Colin Freeze et al., “RCMP lays historic first charge of economic espionage,” *Globe and Mail*, 2022.11.15; “Transition Book 2024: Operations Overview.” Public Prosecution Service of Canada website <<https://www.ppsc-sppc.gc.ca/eng/tra/tr/tr2024/operations-activites.html>>; Colin Freeze, “Nuclear worker not criminally responsible for leak,” *Globe and Mail*, 2025.10.11ほか、カナダ連邦検察庁ウェブサイト、カナダ政府ウェブサイト、各種報道記事を基に筆者作成。

II 2024年の法改正の背景及び概要

1 法改正の背景

情報保全法は、2024年6月に制定された「外国干渉対抗法」⁽³⁴⁾により改正され、題名が「外国干渉及び情報保全法（Foreign Interference and Security of Information Act）」へと変更された。外国干渉対抗法の制定の契機となったのは、カナダ国内において、外国による選挙介入疑惑や、国境を越えた抑圧⁽³⁵⁾と呼ばれるカナダ国内の中国系・インド系コミュニティに対する脅迫行

⁽³⁴⁾ Countering Foreign Interference Act, S.C. 2024, c.16.

⁽³⁵⁾ 国境を越えた抑圧（transnational repression）は、外国による干渉の一形態であり、ある国の政府又はその代理人が、当該国外にいる個人や集団に対し、批判や異議を封じ込める目的で、嫌がらせ、脅迫又は危害を加えるこ

為等が大きく報じられ問題化したことであった。以下、カナダ国内の主な報道に基づき問題の概略を紹介する。

(1) 外国による選挙介入疑惑

2022 年末から 2023 年初頭にかけて、カナダでは、2019 年及び 2021 年の連邦議会下院選挙に中国が介入した疑惑が報じられた。この問題は、リークされたカナダ安全保障情報局の機密文書に基づく情報として伝えられた。一連の報道では、2019 年選挙において、在トロント中国領事館の指示に基づき立候補者 11 名に対し無申告の資金提供が行われたこと、また、2021 年選挙において、中国に対して批判的であった野党の保守党を不利にし、与党の自由党を支援する目的で、中国の外交官や代理人が特定の候補者の選挙運動に対し無申告の現金寄付を行ったり、事業者に中国人留学生を雇用させてボランティアの選挙運動に従事させたりしたことなどが伝えられた。また、中国による香港弾圧を批判し、外国代理人登録簿の設置を目指す法案を提出していた特定の保守党議員に関し、オンライン上で偽情報が拡散されたことも報じられた⁽³⁶⁾。

これらの報道を受け、ジャスティン・トルドー（Justin Trudeau）首相（当時）は、カナダ安全保障情報局が機密文書をリークした人物を特定することを期待すると述べた上で、中国による干渉活動は両選挙の大勢に影響を与えなかったとの見解を示した⁽³⁷⁾。しかし、その後も、インテリジェンス組織から政府首脳に対する情報伝達の実事関係や、外国による干渉に対する政府の認識・対応を疑問視する報道が相次いだ。具体的には、選挙期間中の外国による干渉についての情報を情報機関から受領し、分析・対応するために関係省庁による「選挙に対する安全保障・情報脅威タスクフォース」が設置されていたものの、両選挙期間中、外国による干渉に関する情報は公表されなかったことや、カナダ安全保障情報局から政府首脳に対し選挙介入疑惑について報告されたにもかかわらず、いまだ対策を講じようとしていない点などが指摘された。また、保守党の幹部・議員からは、干渉が自由党に利するものであったことから、首相は両選挙における中国の選挙干渉について見て見ぬふりをしているといった批判が出た。このほか、一連の問題に関する状況を明らかにし、今後の同様の干渉の試みを阻止するため、議会における政府による説明や、独立した公的な調査を求める声が野党側から上がった⁽³⁸⁾。

とをいう。国境を越えた抑圧は、物理的な手段によって行われることもあるが、オンラインによる嫌がらせ、中傷キャンペーン、監視、ハッキングなどの形で、デジタル空間で行われるケースが増えているとされる。
“Understanding Foreign Interference,” *op.cit.*(9)

⁽³⁶⁾ Nadine Yousif, “What to know about Canada and China’s foreign interference row,” 2023.5.23. BBC website <<https://www.bbc.com/news/world-us-canada-64813182>>; Robert Fife and Steven Chase, “CSIS documents reveal Chinese strategy to influence 2021 election,” *Globe and Mail*, 2023.2.17; Sam Cooper, “Canadian intelligence warned PM Trudeau that China covertly funded 2019 election candidates: Sources,” 2022.11.7. Global News website <<https://globalnews.ca/news/9253386/canadian-intelligence-warned-pm-trudeau-that-china-covertly-funded-2019-election-candidates-sources/>> 等。報道を受けて中国政府は、カナダの選挙・内政に対する干渉を否定した。Yousif, *ibid.*; Robert Fife and Steven Chase, “China warned contacts to be wary of CSIS,” *Globe and Mail*, 2023.2.18.

⁽³⁷⁾ Fife and Chase, “China warned contacts to be wary of CSIS,” *ibid.*

⁽³⁸⁾ Fife and Chase, “CSIS documents reveal Chinese strategy to influence 2021 election,” *op.cit.*(36); Robert Fife and Steven Chase, “Committee to probe Chinese interference in 2021 election: ‘Deeply troubling’ Globereport prompts MPs to reconvene early, expand mandate of investigation,” *Globe and Mail*, 2023.2.21; Yousif, *op.cit.*(36)

(2) 中国系・インド系コミュニティに対する脅迫行為等

さらに、2023年5月には、新疆ウイグル自治区における中国の行為をジェノサイドと非難した2021年の連邦議会下院の動議を支持した議員について、中国の国家安全部が何らかの制裁を加えることを目的として香港在住の親族の情報を収集しようとしたという事案が報じられた。その後、カナダ政府は、この活動に関与したとされる中国外交官に国外退去を命じるに至った。さらに関連報道では、中国共産党の中央統一戦線工作部による中国の利益支持を目的とした活動や、カナダに居住する反体制派の中国系移民（香港の民主化運動の支持者等）に対する脅迫行為などの事例も伝えられた⁽³⁹⁾。

また、2023年9月には、カナダ国内で同年6月に発生したシク教指導者の殺害事件にインド政府が関わった疑いがあるとカナダ政府が公表した⁽⁴⁰⁾。この事件の捜査の過程では、カナダ国内で起きた殺人、脅迫、放火等の犯罪事件にインド政府の工作人員が関与していたとの情報も報じられた⁽⁴¹⁾。2024年10月14日、トルドー首相は、こうした活動にインド政府職員が関与した証拠があるとした上で、「カナダ国内でカナダ国民を脅迫し殺害する行為に外国政府が関与することを、我々は決して容認しない。これは、カナダの主権及び国際法に対する断じて容認できない侵害である。」との声明を発出した⁽⁴²⁾。

2 政府の対応措置

選挙介入疑惑に関する多数の報道が続く中、2023年3月6日、トルドー首相は、外国による干渉への対応措置を発表した⁽⁴³⁾。まず、前述の2019年及び2021年の連邦議会下院選挙に関連した複数の調査を実施することとされた。一つ目は、カナダ議会議員国家安全保障・情報委員会（National Security and Intelligence Committee of Parliamentarians: NSICOP）による、選挙プロセスにおける外国による干渉の状況の評価を目的とした調査である。NSICOPは、上下両院の議員で構成され、各省が行った国家安全保障・情報に係る活動等の審査を任務とする⁽⁴⁴⁾。

⁽³⁹⁾ Robert Fife and Steven Chase, “China views Canada as a priority for interference: CSIS report,” *Globe and Mail*, 2023.5.3; Bill Curry et al., “Decision made after ‘careful consideration of all factors,’” *Globe and Mail*, 2023.5.9. 各国の華僑華人コミュニティを対象とした、中央統一戦線工作部を含む諸組織による影響工作と呼ばれる活動について簡潔に紹介した文献として、例えば、次を参照。山口信治「中国の影響工作概観—その目標・手段・組織・対象—」『NIDS コメンタリー』288号, 2023.12.8. 防衛研究所ウェブサイト <<https://www.nids.mod.go.jp/publication/commentary/pdf/commentary288.pdf>>

⁽⁴⁰⁾ 「インド・カナダ 対立深まる シク教事件巡り」『読売新聞』2023.9.24.

⁽⁴¹⁾ 事件の被害者の多くは、インドにおいてシク教徒の割合が高いパンジャブ地方の分離独立の支持者であったとされる。Saba Aziz, “Canada-India tensions: What’s happened and how did we get here?” 2024.10.15. Global News website <<https://globalnews.ca/news/10812024/canada-india-row-nijjar-explained/>> シク教はヒンズー教から派生しインド北部で普及した宗教で、シク教とも呼ばれる。カナダ全体の宗教別人口でシク教徒は約77.2万人であり、約2.1%を占める（2021年現在）。Statistics Canada, “Special Interest Profile, 2021 Census of Population,” 2024.3.20. <<https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/2021/dp-pd/sip/index.cfm?Lang=E>>

⁽⁴²⁾ “Statement by the Prime Minister on the ongoing investigation on violent criminal activity linked to the Government of India,” 2024.10.14. Prime Minister of Canada website <<https://www.pm.gc.ca/en/news/statements/2024/10/14/statement-prime-minister-ongoing-investigation-violent-criminal-activity-linked>>

⁽⁴³⁾ “Taking further action on foreign interference and strengthening confidence in our democracy,” 2023.3.6. Prime Minister of Canada website <<https://www.pm.gc.ca/en/news/news-releases/2023/03/06/taking-further-action-foreign-interference-and-strengthening>>

⁽⁴⁴⁾ NSICOPは、カナダ議会議員国家安全保障・情報委員会法（National Security and Intelligence Committee of Parliamentarians Act, S.C.2017, c.15.）に基づき2017年に設置された組織で、議会の委員会ではない。NSICOPの委員は、首相の助言に基づき総督が任命し、2026年1月現在、上院議員3名及び下院議員8名の11名から成る。委員は、その任務遂行の範囲内で各省の管理下にある全ての情報にアクセスすることができる（人的情報源、訴追可能性が高い捜査中の事案等を除く）。全ての委員は、カナダ政府からセキュリティ・クリアランスを得ることが義務付けられ、生涯にわたり守秘義務を負う。Leah West, “Review and Oversight of National Security in Canada,”

両選挙における外国による干渉の試みに関し、カナダの民主主義・制度への潜在的な影響を含め調査し、その結果及び勧告を議会に対し報告する上で、NSICOPは適した組織であると説明された。

二つ目は、外国による選挙干渉の脅威に対する国家安全保障に関わる諸機関の対応、特に、意思決定者に対する情報の流れに関する調査である。トルドー首相は、この調査の実施に関し、国家安全保障・情報審査機関（National Security and Intelligence Review Agency: NSIRA）⁽⁴⁵⁾の委員長と協議を行ったことを明らかにした。NSIRAは、カナダ安全保障情報局及び通信安全局（Communications Security Establishment）が行った活動の審査、各省が行った国家安全保障・情報に係る活動の審査等を行う独立した権限を有する組織で、委員長は、2021年からカナダ最高裁判所元判事のマリー・デシャン（Marie Deschamps）氏が務めている。2023年3月9日、NSIRAは上記の調査を実施する意向を発表した⁽⁴⁶⁾。

三つ目は、カナダの民主主義に対する国民の信頼の保護・強化に関する専門家の勧告を得るための取組である。この目的のため、外部の特別報告者（Independent Special Rapporteur）を任命し、その勧告にカナダ政府は従うとされた。その後、2023年9月7日、調査法に基づき「連邦選挙過程及び民主的制度における外国による干渉に関する公的調査」（以下「公的調査」）を行うための委員会が設置され、委員長にケベック州控訴裁判所判事のマリー・ジョゼ・オーグ（Marie-Josée Hogue）氏が任命された⁽⁴⁷⁾。

トルドー首相は、これらの調査を組み合わせることによって、過去2回の選挙で何が起きたのかをより正しく理解することができると述べた。さらに、カナダ政府による新たな措置として、II 4で触れる「外国影響透明化登録簿」の創設に向けた公開協議を開始すること、外国による干渉への対策措置の調整を担当する国家外国干渉対策調整官をカナダ公安省内に新設すること、偽情報に対抗する市民社会組織の能力強化のために550万ドルの投資を行うことなどが公表された。

その後、各調査の実施と並行して、2023年3月10日から同年5月9日にかけて、外国影響透明化登録簿の創設に関する公開協議が実施され、また、同年11月24日から2024年2月2日にかけて、カナダ安全保障情報局法、刑法典、情報保全法及びカナダ証拠法⁽⁴⁸⁾の改正に関する追加の公開協議が実施された⁽⁴⁹⁾。以下、3（1）から（3）では、2024年5月の政府による

Stephanie Carvin et al., eds., *Top Secret Canada: Understanding the Canadian Intelligence and National Security Community*, Toronto: University of Toronto Press, 2020, pp.266-269; “About.” NSICOP website <<https://www.nsicop-cpsnr.ca/about-a-propos-de-nous-en.html>>

⁽⁴⁵⁾ NSIRAは、国家安全保障・情報審査機関法（National Security and Intelligence Review Agency Act, S.C.2019, c.13, s.2. 以下「NSIRA法」）に基づき2019年に設置され、1名の委員長（Chair）と3～6名の委員（member）から成る。NSIRAの委員は、首相の助言に基づき総督が任命する。委員の中から副委員長（Vice-chair）を置くことも可能であり、2026年1月現在、オタワ大学法学部教授のクレイグ・フォーシーズ（Craig Forcese）氏が副委員長を務める。West, *ibid.*, pp.262-264; “Leadership.” NSIRA website <<https://nsira-ossnr.gc.ca/en/about-nsira/who-we-are/>>

⁽⁴⁶⁾ National Security and Intelligence Review Agency, *Review of the Dissemination of Intelligence on People’s Republic of China Political Foreign Interference, 2018-2023* (NSIRA Special Report), 2024, p.3. Government of Canada website <https://publications.gc.ca/collections/collection_2024/ossnr-nsira/PS108-5-2024-eng.pdf>

⁽⁴⁷⁾ Order in Council P.C. 2023-0882, Order Designating the Commission of an Inquiry Entitled Public Inquiry into Foreign Interference in Federal Electoral Processes and Democratic Institutions, 2023.9.7. Government of Canada website <<https://orders-in-council.canada.ca/attachment.php?attach=44169>> 調査法（Inquiries Act, R.S.C.1985, c.I-11）は、政府活動に関する調査委員会の設置等について規定している。

⁽⁴⁸⁾ Canada Evidence Act, R.S.C., 1985, c.C-5.

⁽⁴⁹⁾ “Government introduces legislation to counter foreign interference,” 2024.5.6. Government of Canada website <<https://www.canada.ca/en/public-safety-canada/news/2024/05/government-introduces-legislation-to-counter-foreign-interference.html>>

法案提出までに実施された各調査の概要と、法改正に関連する勧告部分について紹介する。

3 事実調査の概要

(1) NSIRA 報告書

2024年4月26日、NSIRAは、「中華人民共和国の対外政治干渉に関する情報伝達のレビュー 2018-2023」と題する報告書を首相に提出した。この報告書は、同年3月5日に首相に提出された機密扱いの報告書を公表用に編集したものである⁽⁵⁰⁾。調査に際しては、「国家安全保障・情報コミュニティは、カナダの民主的プロセス・制度を外国による干渉の脅威から保護することに責任を有する者に対し、情報を適切に報告したのか」という問題を明らかにする目的で、政府内の情報の流れに焦点が当てられた⁽⁵¹⁾。調査の過程では、カナダ安全保障情報局、通信安全局、連邦警察、カナダ国際関係省、カナダ公安省及び枢密院の約17,000件の文書の審査のほか、面談、情報請求に基づく文書回答、関連データベースへのアクセスなどを通じた調査が行われた。

報告書では、①2019年及び2021年の連邦議会下院選挙における中国の対外政治干渉に関するカナダ安全保障情報局の情報収集・伝達、②選挙期間中の外国による干渉についての情報を情報機関から受領し、分析・対応するために設置された関係省庁による「選挙に対する安全保障・情報脅威タスクフォース」の活動と、選挙の公正性・信頼性を損なう重大事案を公表する手順を定めた「重大選挙事案公開プロトコル」、③中国の対外干渉に関する情報の流れの三つについて、それぞれ具体的事例の分析、関係機関の対応に関する問題点、勧告事項がまとめられている。

報告書によれば、カナダ安全保障情報局の内部では、外国による干渉に関する情報を伝達するかどうか、いつ、どのように伝達するかについての判断の根拠が明確でなく、情報伝達の行為が民主的なプロセスを損なうものとみなされることを懸念していた。また、同局と首相の国家安全保障・情報顧問(National Security and Intelligence Advisor)⁽⁵²⁾との間には、提供された情報の重要性や、政策分析・意思決定との関連性について見解の相違があり、結果的に首相等に対して情報が伝達されなかった。さらに、既存の関係省庁によるタスクフォース等は、広範かつ組織的な活動やオンラインによる活動への対策に重点を置いており、各選挙区レベルにおける従来型の人的な活動に十分に対処できる仕組みとなっていなかった。その上で、このような評価に基づき、報告書は、中国の対外政治干渉の脅威に関する情報の流れには依然として欠陥があると指摘した⁽⁵³⁾。

⁽⁵⁰⁾ National Security and Intelligence Review Agency, *op.cit.*(46), p. ii. NSIRA法では、NSIRAは、その任務に関し報告することが公益に資すると判断する場合には、特別報告書を提出することができること(第40条)、また、当該報告書の作成に際しては、その公表が国家安全保障、国防又は国際関係にとって有害な情報等が含まれることのないよう、関係する副大臣と協議する義務を定めている(同法第52条第1項)。

⁽⁵¹⁾ *ibid.*, p.3.

⁽⁵²⁾ 国家安全保障・情報顧問は、首相の職務を直接に補佐する枢密院事務局(Privy Council Office)の副書記官長(Deputy Clerks of the Privy Council)を兼ね、外交、国防、安全保障及びインテリジェンスの分野における調整役を務める。首相に対し政策・運用面の助言やインテリジェンス・ブリーフィングを行い、国家安全保障会議の事務局長も務める“National Security and Intelligence - Organization and mandate.” Government of Canada website <<https://www.canada.ca/en/privy-council/services/security/national-security-intelligence-branch-mandate.html>>

⁽⁵³⁾ National Security and Intelligence Review Agency, *op.cit.*(46), pp.34-38.

(2) NSICOP 報告書

2024年6月22日、NSICOPは、「カナダの民主的プロセス及び制度に対する外国による干渉に関する特別報告書」を首相に提出した⁽⁵⁴⁾。この報告書は、同年3月22日に首相に提出された機密扱いの報告書を公表用に編集したものである。NSICOPは、外国による干渉の脅威に対する政府の対応について検証した報告書を2018年及び2019年に提出しており、今回の調査は3回目に当たる。調査では、2018年9月1日から2024年3月15日までのカナダ安全保障情報局、通信安全局、連邦警察、カナダ公安省、カナダ国際関係省及び枢密院による活動を対象とし、約4,000件の文書の審査のほか、書面による質問に対する回答・ブリーフィングや、幹部からの証言聴取などが実施された。また、カナダ検察庁、連邦選挙管理局、カナダ選挙コミッショナー⁽⁵⁵⁾事務局の幹部による証言や、調査最終段階での大臣・首相による証言も実施された。

この報告書は、カナダの民主的なプロセス及び制度を特に標的とした精巧かつ広範な干渉が行われており、中国とインドが最も活発な加害国であると指摘している⁽⁵⁶⁾。その主な方策については、①有権者、民族文化コミュニティ及び国会議員の意見・立場に秘密裏に影響を与えること、②影響力の大きいカナダ人との関係を活用すること、③政党のガバナンス・運営の脆弱（ぜいじゃく）性を利用すること、④特定の目的を達するために様々なサイバーツールを活用すること、の四つの類型に分けて概説されている⁽⁵⁷⁾。また、外国による選挙介入に対処するための措置をまとめた「カナダの民主主義を守るための計画」⁽⁵⁸⁾の実施を始め、政府が2018年以降行ってきた政策や法制度の改正等、各種の取組を確認しつつも、現在の枠組みはいまだ不十分であると指摘し、安全保障・情報コミュニティが必要とする「ツール」の整備とそれを活用するための資金・人材の確保を訴えた⁽⁵⁹⁾。NSICOPによる勧告事項の中には立法上の措置も含まれており、次回の連邦議会選挙より前に実施すべき立法措置として、「外国影響透明化登録簿」の創設、刑法典と情報保全法の改正（外国による干渉に関する犯罪の創設）、カナダ安全保障情報局法の改正による外部との情報共有の促進、秘密情報とその収集方法・情報源が刑事裁判で開示されるリスクへの対処、党首選挙を含む候補者選定手続における脆弱性の軽減が挙げられた⁽⁶⁰⁾。

(3) 公的調査の第一次報告書

2024年5月3日、公的調査の第一次報告書が公表された⁽⁶¹⁾。この段階では、次の3点に関

⁽⁵⁴⁾ National Security and Intelligence Committee of Parliamentarians, *Special Report on Foreign Interference in Canada's Democratic Processes and Institutions*, 2024. Government of Canada website <https://publications.gc.ca/collections/collection_2024/scps-snsi/CP104-6-2024-eng.pdf>

⁽⁵⁵⁾ カナダ選挙コミッショナーは、カナダ選挙法の実施・遵守に責任を負う職であり、その任務等についてはカナダ選挙法で定められている。“About Us.” Commissioner of Canada Elections website <<https://www.cef-ccc.ca/content.asp?section=abo&document=index&lang=e>>

⁽⁵⁶⁾ National Security and Intelligence Committee of Parliamentarians, *op.cit.*⁽⁵⁴⁾, p.73.

⁽⁵⁷⁾ *ibid.*, pp.11-33. なお、公表用に編集された報告書では、具体的な事例の内容を記した箇所については、安全保障・国際関係上又は秘密保持の観点から当該箇所を削除した旨と元の記述内容の概略を説明した注記が付されている部分が多い。

⁽⁵⁸⁾ “The Plan to Protect Canada's Democracy.” Government of Canada website <<https://www.canada.ca/en/democratic-institutions/services/protecting-democracy.html>>

⁽⁵⁹⁾ National Security and Intelligence Committee of Parliamentarians, *op.cit.*⁽⁵⁴⁾, p.64.

⁽⁶⁰⁾ *ibid.*, p.75.

⁽⁶¹⁾ Marie-Josée Hogue, *Public Inquiry into Foreign Interference in Federal Electoral Processes and Democratic Institutions: Initial Report*, Ottawa: Privy Council Office, 2024.5.3. Government of Canada website <<https://publications.gc.ca/pub?id=9.935030&sl=0>> 第一次報告書は、予備的な調査結果をまとめたものと位置付けられており、公的調査の最終報告書は、2025年1月に公表された。*idem*, *Public Inquiry into Foreign Interference in Federal Electoral Processes and Democratic Institutions: Final Report*, Ottawa: Foreign Interference Commission, 2025.1.28. *ibid.* <<https://publications.gc.ca/pub?id=9.946443&sl=0>>

する調査が実施された。それらは、①中国、ロシア、その他の外国の主体による2019年及び2021年の連邦議会下院選挙への干渉の有無、また、干渉した場合には、それが選挙の完全性(integrity)に及ぼした影響、②上位の意思決定者に対する情報の伝達等、③政府が入手した情報に基づいて講じた措置、である。この調査は、様々な経歴を有する弁護士から成る法務チームを中心として行われ、機密情報を含む関係する政府文書の審査⁽⁶²⁾や、元職を含む政府職員、政党関係者、連邦議会議員などへの多数の聞き取り調査が実施された。報告書の作成に際しては、収集した情報のうち、国家安全保障上の理由から公表できないものについて、別途、機密扱いの補足資料が作成された⁽⁶³⁾。

この報告書は、2回の連邦議会下院選挙において一部の外国による干渉があったことを示す十分な証拠があるとする一方、当該干渉が選挙の完全性や、選挙結果に与えた影響については否定した。しかしながら、外国による干渉はカナダの民主主義に対する国民の信頼を損なったと述べ、政府は、外国からの干渉の脅威を国民に周知し、それを探知し、抑止し、阻止するための具体的な措置を講じることによってこの信頼を回復しなければならないと指摘する⁽⁶⁴⁾。

4 法改正の概要

2024年5月6日、政府は、外国干渉対抗法の案を連邦議会に提出した。法案は、同年6月13日に下院を、6月19日に上院を通過し、6月20日に裁可された⁽⁶⁵⁾。

この法律は、4部で構成されている。第1部は、カナダ安全保障情報局法⁽⁶⁶⁾の改正等について定め、安全保障情報局が入手した情報を、カナダ政府の関係省庁以外の個人又は団体に対しても開示できるようにした⁽⁶⁷⁾。また、議会による同法の5年ごとの見直しについても新たに規定した。

第2部では、情報保全法と刑法典の改正等が行われた。改正後の外国干渉及び情報保全法では、外国による干渉に関する新たな犯罪が創設され、それに対応して、犯罪の準備行為を対象とする犯罪も拡大された。

第3部は、カナダ証拠法の改正等について定め、連邦裁判所又は連邦控訴裁判所の手続における機密情報の保護及び使用に関する標準的な手順などを規定した。

第4部では、外国影響透明化及び説明責任法⁽⁶⁸⁾を制定し、外国政府等のためにカナダの政

(62) ただし、一部の文書については、内閣の秘密文書、弁護士・依頼者間の秘匿特権又は個人情報保護の理由による非公開の箇所があったと説明されている。Hogue, *Public Inquiry into Foreign Interference in Federal Electoral Processes and Democratic Institutions: Initial Report*, *ibid.*, p.5.

(63) *ibid.*, pp.5-6, 177-186.

(64) *ibid.*, pp.3, 27-29.

(65) An Act Respecting Countering Foreign Interference (Countering Foreign Interference Act). Bill C-70, 1st session, 44th Parliament. Parliament of Canada website <<https://www.parl.ca/LegisInfo/en/bill/44-1/C-70>> 両院で可決された法案は、総督による国王裁可(Royal Assent)を得て法律となる(1867年憲法第55条)。カナダの立法過程については、次を参照。山田邦夫「カナダの議会制度」『レファレンス』756号, 2014.1, pp.81-86. <<https://doi.org/10.11501/8408484>> 外国干渉対抗法の施行日については、第1部のカナダ安全保障情報局法は同日、第2部及び第3部は裁可から60日後の2024年8月19日である。また、第4部の外国影響透明化及び説明責任法については、枢密院における総督の命令により別途定められる(2026年3月時点で未施行)。

(66) Canadian Security Intelligence Service Act, R.S.C., 1985, c.C-23.

(67) カナダ安全保障情報局法の改正について論じた文献として、例えば、次を参照。Kevin O'Brien, "Canadian Intelligence at a Crossroads 2023-2025 (Part I)," *KCSI Insights*, 2025.6.16. King's Centre for the Study of Intelligence website <<https://kcsi.uk/kcsi-insights/canadas-year-of-intelligence-2023-part-1>>

(68) Foreign Influence Transparency and Accountability Act, S.C. 2024, c.16, s.113. 同法の概要については、次を参照。河合美穂「【カナダ】外国影響透明化及び説明責任法の制定」『外国の立法』No.305-1, 2025.10, pp.6-7. <<https://doi.org/10.11501/14491571>>

治過程又は行政過程に関連した活動を行う者に対し、情報の登録・開示を義務付けた。なお、提供された情報の登録簿は、公衆が閲覧できるよう公開される。

カナダ公安省は、外国干渉対抗法は、カナダ国内の全ての人々に対する外国による干渉の脅威を感知し、抑止し、及び対抗する能力を強化するものと説明した⁽⁶⁹⁾。

Ⅲ 外国干渉及び情報保全法の概要

1 構成

外国干渉及び情報保全法は、①法律の制定当初から定められていた、情報の漏えいや禁止場所への不正な立入りの処罰等に関する規定、②2001年の改正によって追加・修正された、外国の組織又はテロリスト集団に対する保護情報・特別活動情報の伝達行為、外国の組織又はテロリスト集団の影響を受けた脅迫・暴力、経済スパイなどの処罰等に関する規定、③2024年の改正によって導入された、外国による干渉に関する犯罪の処罰に関する規定を含む、包括的な法律となっている。同法の章及び節に当たる部分の標題の一覧は、表2のとおりである。この法律に基づく犯罪は、第4条から第23条において規定されている。このうち第20条から第20.4条が、2024年の改正で大幅に追加・修正された部分である。なお、外国の組織等に対する保護情報・特別活動情報の伝達（第16条～第17条）、外国の組織等の影響を受けた脅迫・暴力（第20条～第20.1条）、外国の組織等のために行う犯罪や政治的干渉等（第20.2条～第20.4条）に関しては、終身刑を最高刑とする重い処罰が定められている⁽⁷⁰⁾。

表2 外国干渉及び情報保全法の構成

標題	
第1条	代替題名
第2条～第3条	解釈
第4条～第23条	犯罪 (Offences)
第4条～第7条	諸犯罪 (Miscellaneous Offences)
第8条～第15条	特別活動情報及び生涯にわたり守秘義務を負う者
第16条～第18条	外国の組織又はテロリスト集団との接触
第19条	経済スパイ
第20条～第20.1条	外国の影響又はテロリストの影響を受けた威嚇、脅迫又は暴力
第20.2条	外国の組織のために行う起訴犯罪
第20.3条	外国の組織のための行為又は不作為
第20.4条	外国の組織のための政治的干渉
第21条	蔵匿又は隠蔽
第22条	準備行為
第23条	共謀、未遂等
第24条～第27条	総則
別表1～2	

(出典) Foreign Interference and Security of Information Act, R.S.C., 1985, c.O-5 を基に筆者作成。

⁽⁶⁹⁾ Public Safety Canada, “Legislation to counter foreign interference receives Royal Assent,” 2024.6.21. Government of Canada website <<https://www.canada.ca/en/public-safety-canada/news/2024/06/legislation-to-counter-foreign-interference-receives-royal-assent.html>>

⁽⁷⁰⁾ 刑罰の適用に際しては、法定刑を基に、刑の加重・減軽事由や具体的な情状を考慮して裁判所が刑を決定する。他の条項についても同様である。なお、カナダでは死刑は廃止されている。

2 主な内容

外国干渉及び情報保全法の主要な規定は、次のとおりである。

(1) 諸犯罪

第4条から第7条は、情報の漏えいや禁止場所への不正な立入り等を禁止する規定であり、その罰則については、①正式起訴により14年以下の拘禁刑、②略式起訴により12か月以下の拘禁刑若しくは2,000ドル以下の罰金又はその併科のいずれかと定められている（第27条）。

(i) 情報の不正な伝達等

国防関連施設を含む禁止場所⁽⁷¹⁾に関係すること、この法律に違反して作成・入手したものであること、連邦政府、州政府の部局等に勤務する者から秘密裏に預かったものであること、国防法が規定する軍務規律法⁽⁷²⁾の適用対象である間に入手したものであることなどの要件のいずれかを満たす情報等⁽⁷³⁾を保有し、又は管理している者が次のいずれかの行為を行った場合には、この法律に基づく犯罪で有罪とする。①伝達を認められている者又は国家の利益のために職務として伝達する者以外の者に情報等を伝達すること（第4条第1項a号）、②外国勢力⁽⁷⁴⁾の利益のために、又は国家の安全若しくは利益を害するその他の方法で、その保有する情報を使用すること（同項b号）、③保有する権利を持たないとき又は返却・処分に関する指示に従わず、情報等を保有すること（同項c号）、④情報等に相応の注意を払うことを怠り、又はその安全を危険にさらす行動をとること（同項d号）。

軍需品に関する情報等を保有し、又は管理している者が、外国勢力に対し又は国家の安全若しくは利益を害するその他の方法で当該情報等を伝達した場合には、この法律に基づく犯罪で有罪とする（同条第2項）。

この法律に違反して伝達されていることを知りながら、又は信じるに足る合理的な理由がありながら、情報等を受領した者は、当該伝達が自己の意に反するものであったことを証明しない限り、この法律に基づく犯罪で有罪とする（同条第3項）。

保有する権利を持たないとき又は返却・処分に関する指示に従わず、国家の安全若しくは利益を害する目的のために公文書を保有すること（同条第4項a号）、自己のみが使用するために発行された公文書、機密暗号若しくはパスワードを他の者に保有させること、又は自己以外が使用するために発行された公文書、機密暗号若しくはパスワードを合法的な権限や理由なく保有すること（同条第4項b号）は、この法律に基づく犯罪で有罪とする。

(71) 禁止場所とは、国防関連施設や、その場所に関する情報又はその場所への損害が外国勢力にとって有用となるため禁止場所と指定された場所が該当する（第2条第1項）。

(72) 国防法（National Defence Act, R.S.C., 1985, c.N-5.）は、第3部で軍務規律法（Code of Service Discipline）について定めており、正規軍又は特別部隊の構成員のほか、勤務中、訓練中、制服を着用中等の要件を満たす予備役などを適用対象として規定している（第60条第1項）。

(73) 第4条第1項では、「機密暗号（secret official code word）、パスワード（password）、見取図（sketch）、設計図（plan）、模型（model）、論文（article）、メモ（note）、文書（document）又は情報（information）」と規定されている。

(74) 外国勢力とは、外国の政府、カナダ国外の領域に関し政府機能を行使し、若しくは行使していると主張する組織（カナダによる国家承認の有無を問わない。）、又は外国の政府の役割を担うことを目的とする外国の政治派閥・政党が該当する（第2条第1項）。

(ii) 制服の不正使用、不正申告、公文書の偽造

禁止場所への立入許可を得ること若しくは立入許可を得よう他人を援助することを目的とし、又は国家の安全若しくは利益を害するその他の目的のため、次のいずれかの行為を行うことは、犯罪とする。①軍隊、警察その他の公式の制服を使用・着用する権限を与えられた者であるかのように装うため、当該制服やそれに酷似した服を合法的な権限なく使用し、又は着用すること、②申請書等において故意に虚偽の陳述若しくは不作為を行い、又は行うことを共謀すること、③パスポート、公式の通行証・証明書類を偽造、変造、改ざんすること、④連邦政府、州政府の部局等に勤務する者と詐称すること、⑤政府の印章やそれに酷似した印章を権限なく使用し、又は保有すること（第5条第1項）。

(iii) 禁止場所への接近・立入り、警備の妨害

国家の安全又は利益を害する目的のため、外国の組織⁽⁷⁵⁾若しくはテロリスト集団の指示の下で、これらの組織の利益のため、又はこれらの組織と連携して、禁止場所に接近し、視察し、通過し、近隣に所在し、又は立ち入ることは犯罪とする（第6条）。禁止場所に関連する警備・監視などの任務に従事する警察官や軍の隊員を、禁止場所の付近において妨害することは、犯罪とする（第7条）。

(2) 特別活動情報及び生涯にわたり守秘義務を負う者

生涯にわたり守秘義務を負う者⁽⁷⁶⁾が、故意に、かつ、権限なしに、真実であるかどうかにかかわらずそれが真実であれば特別活動情報⁽⁷⁷⁾に該当する情報を伝達し、又は裏付けた場合には、起訴犯罪で有罪とし、5年未満の拘禁刑に処せられる（第13条）。また、生涯にわたり守秘義務を負う者が、故意に、かつ、権限なしに、特別活動情報を伝達し、又は裏付けた場合には、起訴犯罪で有罪とし、14年以下の拘禁刑に処せられる（第14条）。いずれについても、公益のために行動したことが立証された場合には、有罪とされない（第15条第1項）。

(3) 外国の組織又はテロリスト集団との接触

外国の組織又はテロリスト集団（以下「外国の組織等」）との接触については、(i) 保護情報の伝達の場合と、(ii) 特別活動情報の伝達の場合とに分けて規定されている。

(i) 保護情報の伝達

次の場合に、合法的な権限なく、連邦政府又は州政府が保護措置を講じている情報（保護情報）を外国の組織等に対し伝達することは、犯罪とする。①当該情報が保護情報であることを確信し、又は配慮しない場合⁽⁷⁸⁾、かつ、②当該情報の伝達によって、外国の組織等がカナダ

⁽⁷⁵⁾ 外国の組織 (foreign entity) とは、外国勢力 (同上を参照。)、複数の外国勢力の集団・連合、外国勢力とテロリスト集団の集団・連合が該当する (第2条第1項)。

⁽⁷⁶⁾ 生涯にわたり守秘義務を負う者とは、この法律の別表が規定する連邦行政機関の職員又は元職員のほか、国家安全保障・情報審査機関 (NSIRA) の職員又は元職員、上下両院の議員から成るカナダ議会議員国家安全保障・情報委員会 (NSICOP) の委員又は元委員、カナダ軍部隊の構成員・元構成員等が該当する (第8条第1項)。

⁽⁷⁷⁾ 特別活動情報とは、カナダ政府が保護措置を講じている情報であり、機密の情報源である個人や機関の素性、軍事作戦のための政府の計画の性質又は内容、情報をひそかに収集、解読又は分析するために政府が用いる手段等を暴露する情報又はそれらの事柄を推測させ得る情報が該当する (第8条第1項)。

⁽⁷⁸⁾ 原語は「reckless」で、故意には至らないが、通常の過失よりも非難性は大きく、我が国の未必の故意及び認識

の利益を害する能力を増大させることを意図し、又はその可能性を配慮しない場合（第16条第1項）。また、そのような情報の伝達が故意によるものであり、①に該当し、かつ、カナダの利益の侵害が生じた場合には、犯罪とする（同条第2項）。

以上の犯罪を行った者は、起訴犯罪で有罪とし、終身刑に処せられる（同条第3項）。

（ii）特別活動情報の伝達

故意に、かつ、合法的な権限なく、外国の組織等に対し、特別活動情報を、それと確信し、又は配慮せずに伝達した者は、起訴犯罪で有罪とし、終身刑に処せられる（第17条）。

（4）経済スパイ

外国の経済主体⁽⁷⁹⁾の指示の下で、その利益のため、又はそれと協力して、不正に、権利なく、かつ、カナダの経済的利益、国際関係、国防又は国家安全保障を害する次のいずれかの行為を行った場合には、起訴犯罪で有罪とし、10年以下の拘禁刑に処せられる。①営業秘密を他の者、集団又は組織に伝達すること、②営業秘密を入手し、保有し、変造し、又は破壊すること（第19条）⁽⁸⁰⁾。

（5）外国の影響又はテロリストの影響を受けた威嚇、脅迫又は暴力

外国の組織等の指示の下で、その利益のため、又はそれと協力して、威嚇、脅迫又は暴力によって人が何かをするよう仕向けた者は、起訴犯罪で有罪とし、終身刑に処せられる（第20条第1項・第3項）。その者がカナダ国外で当該行為を行った場合において、何かをするよう仕向けられた人が、①カナダ国内に所在するとき、②カナダ国外に所在し、かつ、仕向けた者又は仕向けられた人がカナダ国民である、カナダに通常居住している等の要件を満たすときには、カナダ国内で行ったものとみなされる（同条第2項）。

また、当該行為がカナダ国外で行われた場合において、カナダ国外にいる人に対し、①外国の組織等がカナダの利益を害する能力を増大させることを目的とする行為、又は②カナダの利益を害する合理的な可能性がある行為をするよう仕向けた者は、起訴犯罪で有罪とし、終身刑に処せられる（第20.1条第1項・第3項）。第20条では、当該行為がカナダ国内で行われた場合や、カナダと特定のつながりを有する者が関わっている場合について定めており、「カナダの利益を害する能力を増大させる」目的や、「カナダの利益を害する合理的な可能性」を立証する必要はないが、それ以外の場合の国外犯について定めた第20.1条では、「カナダの利益を害する能力を増大させる」目的又は「カナダの利益を害する合理的な可能性」があることが犯罪の構成要件とされている⁽⁸¹⁾。

ある過失を独立のカテゴリとしたものに当たる。田中英夫編集代表『英米法辞典』東京大学出版会、1991、p.702。

(79) 外国の経済主体 (foreign economic entity) とは、①外国若しくは外国の集団、又は②法律上若しくは事実上、外国若しくは外国の集団が実質的に所有する主体が該当する（第2条第1項）。

(80) 当該営業秘密が独自の開発によって若しくはリバースエンジニアリングのみによって入手されたものである場合、又はその者の業務の過程で入手され、その入手が個人的な知識、技能等の向上にとどまる性質のものである場合には、無罪とされる（第19条第3項）。

(81) Commission Counsel, "Overview Report: Summary of Countering Foreign Interference Act (Bill C-70)," p.12. Public Inquiry into Foreign Interference in Federal Electoral Processes and Democratic Institutions website <https://foreigninterferencecommission.ca/fileadmin/foreign_interference_commission/Documents/Exhibits_and_Presentations/Overview_Reports/COM0000584.EN.pdf>

(6) 外国の組織のために行う犯罪、行為又は不作為

外国の組織の指示の下で、その利益のため、又はそれと協力して、この法律又はその他の制定法に基づく起訴犯罪を行った者は、起訴犯罪で有罪とされ、終身刑に処せられる（第 20.2 条）。同条は、テロ・犯罪組織のために行う起訴犯罪の処罰について定めた刑法典の条項と同様の規定ぶりとなっている⁽⁸²⁾。

また、外国の組織の指示の下で、その利益のため、又はそれと協力して、カナダの安全若しくは利益を害することを目的とし、又はその可能性を配慮せずに、故意に、ひそかな若しくは欺瞞（ぎまん）的な行為又は不作為を行った者は、起訴犯罪で有罪とされ、終身刑に処せられる（第 20.3 条）。同条は、外国による干渉に関する一般的な犯罪について定めており、「カナダの安全若しくは利益を害する」目的を有し、又は「その可能性を配慮せず」に行ったことが構成要件とされている⁽⁸³⁾。第 20.1 条から第 20.3 条までの犯罪は、2024 年の外国干渉対抗法に基づく改正により新設された。

(7) 外国の組織のための政治的干渉

外国の組織の指示の下で又はそれと協力して、カナダにおける政治若しくは統治の過程、教育ガバナンス、それらの過程・ガバナンスに関する職務の遂行、又は民主的権利の行使に影響を与える意図をもって、ひそかな又は欺瞞的な行為を行った者は、起訴犯罪で有罪とされ、終身刑に処せられる（第 20.4 条第 1 項・第 2 項）。この規定のうち、「政治若しくは統治の過程」には、①立法機関の議事、②立法提案の作成、③政策又は計画の作成・変更、④公職者又は政府機関による意思決定（契約の締結を含む）、⑤選挙又はレファレンダムの実施、⑥政党による候補者選定又は選挙綱領の作成が含まれる。また、「教育ガバナンス」には、カナダにおける教育委員会、初等・中等学校、専門大学、総合大学、その他の高等教育機関、訓練機関のガバナンスが含まれる（同条第 4 項）。なお、同条の規定は、連邦レベルだけでなく、州・準州、自治体、先住民自治政府等にも適用される（同条第 5 項）。第 20.4 条も、2024 年の法改正により新設されたものである。

(8) 犯人蔵匿、準備行為、共謀・未遂等

この法律に基づく犯罪を行った者又は行う可能性がある者であることを知りながら、故意にその者をかくまう罪（14 年以下の拘禁刑）（第 21 条）、この法律に基づく犯罪を行う目的による、その準備のための行為に関する罪（5 年以下の拘禁刑）（第 22 条）について定めている。準備行為には、①外国の組織等の指示の下で又はその利益のためにカナダに入国すること、②情報を入手し、保有し、又は情報にアクセスすること、③外国の組織等に対し、当該犯罪を行う意思を故意に伝達すること、④外国の組織等の指示の下で、その利益のため、又はそれと協力して、人に当該犯罪を行うよう依頼すること、⑤情報の内容を隠蔽し、又は情報をひそかに伝達、入手、保有するために有用な装置、用具、ソフトウェアを保有することが含まれる。

⁸² 例えば、刑法典第 82.3 条は、次のとおり規定している。テロリスト集団の利益のため、指示の下で、又はそれと協力して、この法律又はその他の制定法に基づく起訴犯罪を行った者は、起訴犯罪で有罪とされ、終身刑に処せられる。

⁸³ Commission Counsel, *op.cit.*(81), pp.12-13.

この法律に基づく犯罪の共謀、未遂、事後共犯、助言は、犯罪の実行と同様に訴追される（第23条）。

IV 法改正の評価

1 カナダ法曹協会

2024年6月14日、カナダ法曹協会は、議会上院の国家安全保障・防衛・退役軍人問題委員会の委員長に宛てた意見書において、法改正により新設される刑事犯罪の広範さと曖昧さについて懸念を表明した。意見書は、改正後の第20条から第20.3条で使用されている（外国の組織の）「指示の下で、その利益のため、又はそれと協力して」という文言は、刑法上、テロ・犯罪組織に関してのみ用いられてきたと指摘する。その上で、「外国の組織」は国家や野党など、犯罪性を必ずしも有さない組織をも包含する広範な概念であり、こうした対象にテロ・犯罪組織に用いられてきた文言を適用すれば、法の適用範囲が広範になりすぎてしまう危険があるとした⁽⁸⁴⁾。

2 研究者等による論考

トロント大学法学部教授のケント・ローチ（Kent Roach）氏も、カナダの刑事法専門誌に掲載された論説において、新設された犯罪は予期せぬ方法で刑事法を拡大するものであると述べて適用対象の拡大に懸念を示した。同氏によれば、改正後の第20条（外国又はテロリストの影響を受けた脅迫等）のうち、「威嚇（intimidation）」の要件が不明確であり、外国政府に関連する必要な行動までも抑制する可能性がある⁽⁸⁵⁾。また、第20.4条において、「教育ガバナンス」に影響を与える意図を持ってとられた行為が盛り込まれたのは驚くべきことであると述べ、外国からの寄付金を受けている大学等は、その扱いに関し詳細な基準を設ける必要があるとした。さらに、法執行能力に限界があることなどを考慮すると、不明確な用語で新たに規定された犯罪は漠然とした脅威にとどまることになる可能性があるとの見解を示した⁽⁸⁶⁾。

国際人権法を専門とする弁護士で、マクドナルド・ローリエ研究所のシニア・フェローの肩書を持つサラ・ティーチ（Sarah Teich）氏は、外国干渉対抗法には、数多くの重要な改正点があると肯定的に評価し、特に、改正後の外国干渉及び情報保全法第20.4条（外国の組織のための政治的干渉）について、党首選挙などの政治プロセスを外国による干渉から保護するのに役立つ可能性があるとした。同時に、「国境を越えた抑圧」の定義がなされておらず、そのような行為をより適切に犯罪化すること、法執行機関が対処のための手段及び訓練を整えること、被害者が適切な救済策や保護を得られるようにすることなど、今後の法律上及び政策上の課題を指摘した⁽⁸⁷⁾。

⁸⁴ “Bill C-70 - Countering Foreign Interference Act,” 2024.6.14. Canadian Bar Association website <<https://cba.org/getmedia/3d082019-5c34-4564-a4b6-a4d8994c2cc2/24-25-eng-725acc2c-b92b-4719-9476-04382b2141eb.pdf>>

⁸⁵ 刑法典における威嚇罪（第423条第1項）では、罰則について、5年以下の拘禁刑に処せられ、又は略式起訴犯罪で有罪とされると定めている。

⁸⁶ Kent Roach, “Expanding the Criminal Law Again to Deal with Foreign Interference,” *Criminal Law Quarterly*, Vol.72 No.3, July 2024, pp.221-224.

⁸⁷ Sarah Teich, “Canada’s Proposed Law to Battle Foreign Interference is a Good Start but Still Needs Work,” 2024.6.19. Macdonald-Laurier Institute website <<https://macdonaldlaurier.ca/canadas-proposed-law-to-battle-foreign-interference-is-a-good-start-but-still-needs-work-sarah-teich-in-the-hub/>>

ケベック大学モントリオール校政治学部教授のシモン・オーグ（Simon Hogue）氏らは、外国干渉対抗法について、相当な進歩であり、増大する脅威に対抗するカナダ政府の意欲を示していると述べている。その一方で、同法では、外国による干渉のうち最も重要な戦術の一つであり、カナダを含む欧米の社会、ひいては民主主義にとって最も有害な脅威の一つといえる偽情報（disinformation）への対策がほとんど含まれていないと指摘した。その上で、外国による偽情報への対策に関し、従来の政策に加えて、①州政府等と協力しながら、メディアリテラシーを教育カリキュラムに組み込むこと、②ソーシャルメディア・プラットフォームに対する規制を強化することの2点を提案した⁽⁸⁸⁾。

おわりに

外国干渉及び情報保全法の歴史的経緯や、直近の法改正の展開・評価からは、規制の対象範囲、法律の合憲性、刑法典の関連規定との関係、法執行機関の対処能力などをめぐってカナダ国内で様々な議論があったことがうかがえる。また、NSICOP、NSIRA など設置根拠や構成員が異なる複数の機関が、それぞれの権限において関係する政府機関の活動を審査し、法制度面の課題についても検討する仕組みが活用されていることも確認した。これらの機関は、個人の自由の保障や、インテリジェンス組織と国民との間の信頼強化のために極めて重要だと評価されている⁽⁸⁹⁾。この点に関し、II 3 (3) で紹介した公的調査の第一次報告書では、調査の透明性と国家安全保障上の利益の保護との間のバランスをとることが、作業に際し直面した最大の課題の一つであったと述べられている。問題がカナダの民主的制度に与えた影響や政府機関による当時の対応の妥当性について、国民が知る必要性を考慮すれば透明性が求められる一方で、情報の収集方法、情報源、捜査対象などが明らかになるような情報については、関係する個人の安全や国家安全保障のため秘匿性が重視されるとした上で、可能な限り多くの情報を公開するため、対象の政府機関との間で具体的な協議を実施したとの説明が報告書ではなされている⁽⁹⁰⁾。

以上のようなカナダの経験と取組は、日本がカウンターインテリジェンスに関連する諸制度を検討していく上でも参考となるであろう。

(しまむら ともこ)

⁽⁸⁸⁾ Simon Hogue et al., “Countering Foreign Disinformation: Building a Resilient Canadian Democracy through Stronger Education and Regulation,” *International Journal*, Vol.80 Issue 3, 2025, pp.513-523.

⁽⁸⁹⁾ West, *op.cit.*(44), p.269.

⁽⁹⁰⁾ Hogue, *Public Inquiry into Foreign Interference in Federal Electoral Processes and Democratic Institutions: Initial Report*, *op.cit.*(61), pp.17-18.